



平成13年10月29日

各 位

会 社 名 アジア パシフィック システム総研 株式会社  
代 表 者 の 職 名 代表取締役社長 木 庭 清  
コ ー ド 番 号 4 7 2 7  
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 佐 藤 秀 行  
T E L 0 3 - 3 9 8 5 - 4 3 1 1

## 自己株式取得に関するお知らせ

平成13年10月29日開催の当社取締役会において、商法改正附則第3条第4項の適用による旧株式消却特例法第3条第1項の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

- |               |                |
|---------------|----------------|
| 1. 取得する株式の種類  | 普通株式           |
| 2. 取得する株式の総数  | 100,000株以内     |
| 3. 株式の取得価額の総額 | 100,000,000円以内 |

### 【ご参考】

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| 1. 定款に定める買い受けて消却することができる株式の総数 | 450,000株 |
| 2. 定款上に定めをした日後に取得した株式の総数      | 0株       |

以 上

平成13年10月29日

## 「自己株式取得の実施について」

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり自己株式の取得を実施することを決議いたしました。

### <実施内容>

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| 1. 取得する株式の総数 | 100,000株以内（発行済株式数4,500,000株の2.2%） |
| 2. 取得価額の総額   | 1億円以内                             |
| 3. 取得実施期間    | 平成13年10月30日～次回定時株主総会終結時           |

### <実施理由>

10月1日から商法が一部改正されました。これにより金庫株制度が導入され、目的や数量に制限なく自己株式の取得が可能となりました。取得した自己株式については、金庫株として保有できるばかりでなく、消却、売却（平成14年4月以降）、ストックオプション用、株式交換・合併等の際に発行する株式に代えての使用などができることとなりました。

当社といたしましては、このような商法改正に積極的に目を向け、

1. 発行済株式数の減少による株主利益の増進
2. 売却等による現状以上の資本効率の向上
3. スtockオプションの実施による社員の就業意欲向上
4. 株式交換制度を利用し、新しい資本構成の推進
5. 合併による技術の集約および新しい技術の蓄積

などが可能となる方向でこの自己株式の取得を位置付け、今後実施して参りたいと考えております。

以 上